

一関地区広域行政組合旅費支給に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第18号

旅費の支給は、一関市旅費支給に関する条例（平成17年一関市条例第41号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、解散前の東磐環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和45年東磐環境組合条例第6号）、東磐広域行政組合一般職の職員の旅費支給に関する条例（平成17年東磐広域行政組合条例第9号）、一関地方衛生組合一般職の職員の旅費支給に関する条例（昭和45年一関地方衛生組合条例第6号）及び一関地方広域連合一般職の職員の旅費支給に関する条例（平成11年一関地方広域連合条例第4号）の規定による。